

契約したけど、どうしよう…と思ったら

若者被害 特別相談

消費生活に関し、電話または来所による相談を受け付けます。

令和8年1月15日(木)・16日(金)

9:00～16:00 ※金曜日は電話のみ19:00まで

(市内在住・在学・在勤の 29 歳以下の方が対象)

相談専用電話

(044) 200-3030

実施機関名:川崎市消費者行政センター

川崎市川崎区砂子1-8-9 川崎御幸ビル5階

(案内図 裏面参照)



実際にこんな相談が来ています。心当たりあればぜひ相談を！

- ◆ いつでも電話で解約できると謳う動画配信サービスの広告を見て 1,980 円の美容液を購入したら4回縛りだった。初回解約希望。
- ◆ 4 年間住んだ賃貸アパートを退去した。管理者から原状回復費用の請求書が届いたが高額で不満。
- ◆ 脱毛エステを中途解約した。返金されることになっているが 1 年半経っても返金されず困惑。

令和6年度に本市で受けた相談件数(10,548件)のうち、市内在住・在学・在勤の若者(29歳以下)が契約当事者になった相談は1,581件で、15.0%を占めています。

当センターでは、専門の相談員が問題解決に向けてあっせんや助言等を行っています。お気軽に御相談ください。

